

公 示

次のとおり、公募します。

令和7年2月7日

支出負担行為担当官

岩手労働局総務部長 佐野 将司

1 公募内容

- (1) 健康管理手帳又は船員健康管理手帳の所持者に対する健康診断事業で2(1)から(3)までに掲げるいずれかの事業
- (2) 事業の趣旨
がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事したことのある離職者の健康管理を図ることを目的とする。

2 事業内容

次の業務に従事していた者に対する健康診断

- (1) 粉じん業務関係
- (2) コールタール業務関係
- (3) 石綿業務関係

3 委託事業の実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

以下の事項を全て満たしていること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、被補佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条に規定する特別の理由がある場合に該当すること。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (5) 5に定める条件を満たす者であること。

5 特殊な技術等の条件

- (1) 当該健康診断に関し専門的知識及び経験を有する医師が充員されていて当該医師がその健康診断の実施に当たること。特に、石綿業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断に関しては、日本呼吸器学会又は日本医学放射線学会の認定医又は専門医資格を有する医師が健康診断の実施に当たること。
- (2) 臨床検査技師等当該健康診断に係る検査業務を円滑に遂行するために必要な者が充員されていること。

- (3) 委託する健康診断の種類に応じ、次に掲げる業務に係る健康診断の実施に必要な設備が装備されていること。

ただし、一部設備が装備されていない場合であっても、他の一の衛生検査所等との業務委託契約等により当該設備を使用できる場合であって、当該業務委託契約等において個人情報の適切な取扱いに係る内容が含まれていることが確認できた場合には、必要な設備が装備されているものとする。

ア 粉じん業務

- (ア) エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- (イ) スパイロメーター及びフローボリューム曲線記録装置
- (ウ) 動脈血ガス分析装置
- (エ) 顕微鏡及び細菌培養装置
- (オ) 標本染色用器具

イ コールタール業務

- (ア) エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- (イ) 標本染色用器具
- (ウ) 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

ウ 石綿業務

- (ア) エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- (イ) 標本染色用器具
- (ウ) 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

- (4) 公益社団法人全国労働衛生団体連合会の行う総合精度管理事業に参加している等、精度管理に努めていること。

また、必要に応じて、上記条件の確認のため、当該医療機関を訪問することがあること。

6 応募

この公募内容等の条件を満たしている者で参加を希望する者は、次に定めるところにより意思表示を行うこと。

- (1) 意思表示期限 令和7年3月10日(月) 14時まで

- (2) 意思表示先 〒020-8522

岩手県盛岡市盛岡駅西通1-9-15

盛岡第2合同庁舎5階

岩手労働局総務部総務課 担当 佐々木

電話：019-604-3001

- (3) 意思表示方法 意思表示先へ「健康管理手帳所持者又は船員健康管理手帳所持者に対する健康診断事業に係る公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について」(別紙1)を提出し選定基準等の確認を受けること。文書を持参することとし、郵送する場合は書留とすること。

電子ファイル及びファクシミリでの提出は受け付けない。

- (4) 意思表示書類 意思表示先(電話019-604-3001)にて交付する。

7 契約

- (1) 委託契約の締結

委託契約は、岩手労働局と選定された者の代表との間で別に提示する委託契約書に基づき締結するものとする。

ただし、契約条件に合意しない場合には、委託契約の締結は出来ないこと。

(2) 委託費の支払

委託医療機関が当該健康診断を実施した日の属する月の翌月の15日までに指定の様式で健康診断に要した費用の請求を行い、岩手労働局が審査確定した費用を支払う精算払となること。健康診断費の単価等については別紙2（意思表示先にて交付する。）によるものとする。

8 再委託の制限

- (1) 委託契約の全部又は主要な部分を再委託することはできないこと。
- (2) 委託契約の一部を再委託（委託契約の目的となる行為を第三者に委託、請け負わせることで、物品費等の支出は含まない。）する場合には、予め岩手労働局の承認を受けるものとする。

9 その他

- (1) 公募の結果、条件を満たす参加者が複数の場合、全者と契約を締結するものとする。
- (2) 委託手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (3) 契約保証金
免除
- (4) 本事業の応募のために提出された書類の取扱い
ア 提出された書類は返却しないこと。
イ 提出された書類は本事業の公募に関する目的以外には使用しないこと。
ウ 作成及び提出に係る費用はすべて応募者の負担とすること。

【本件担当 連絡先】

(1) 事業の内容に関すること

住 所：〒020-8522 岩手県盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階
担 当：岩手労働局健康安全課 藤元
電 話：019-604-3007

(2) 調達・契約・支払に関すること

住 所：〒020-8522 岩手県盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階
担 当：岩手労働局総務部総務課 佐々木
電 話：019-604-3001